公民館の施設利用について（お願い）

公民館の施設は、地域住民の生活文化の向上を目的に、社会教育活動の核として生涯学習の充実を図るため、講座・学級等の学習活動の集会施設として設置されました。

大勢の方々が気持ちよく利用するために、以下のルールを守り、施設並びに備品を大切にご利用いただきますようお願いします。

１ 公民館の利用目的について

利用目的が次のいずれかに該当する場合、公民館等は利用できません。

使用許可後に該当することが判明した場合、許可を取り消すことがあります。

○営利目的、または政治・宗教活動を目的とするもの

○危険物または火気が持ち込まれるもの

○他の施設利用者に迷惑をかけたり、風俗を害する恐れがあるもの

○その他、管理者が施設管理上不適切と判断するもの、もしくは管理者からの

指導勧告に従わない場合

２ 施設の利用方法（申込手順）

利用申込は、利用する部屋と時間枠を押さえる『**事前予約**』と、申請書の提出に

よって予約を確定する『**本申請**』の二段階に分かれています。

●事前予約

○開始日：利用する日の二ヶ月前に当たる日の属する月の初日（平日）から

（休館日の場合は直近の平日から）

※例：7月10日に公民館の利用を希望する場合は、

二ヶ月前の5月初日（平日）から事前予約可能

○期限日：利用する日の**三日前まで**。

　　　　〇手続方法：予約開始日以降に文化センター事務局にて受付

（先着順）

　　　　　　　窓口受付：午前8時45分から午後5時15分

　　　　　　　電話受付：午前9時から午後5時15分

　　　※受付開始日の朝の窓口受付に限り、当日8時40分までに

来館された方から順次くじ引きをしていただき、くじに書かれた

番号順で事前予約手続を受け付けます。

●本申請

○開始日および期限日：事前予約完了後から利用する日の**三日前まで**

○手続方法：所定の「利用許可申請書」に必要事項を記載し、事務局

窓口へ提出（郵送可）

手続完了後「利用許可書」をお渡ししますので、利用当日にご持参ください。

確認の後、利用する部屋の鍵をお渡しします。

３ 注意事項

●利用申込について

○希望される時間に応じて、以下の時間区分を選択・予約してください。

この利用時間区分には、実際の使用時間だけでなく、搬入及び搬出、準備及び

片付け、利用施設への入室及び退出に要する時間も含まれます。

なお、この区分は「午前と午後」のように連続して予約することも可能です。

◇公民館　　　　　　　　　　　　　　　　　◇乙女湖体育館

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 午前 | 午後 | 夜間 |  | 午前 | 午後 | 夕方 | 夜間 |
| 9時~12時 | 13時~17時 | 18時~22時 | 9時~12時 | 12時~17時 | 17時~19時 | 19時~21時 |

○上記時間区分を繰上・延長する予約は出来ません。

○休館日（利用できない日）は、祝日の翌日と年末年始です。

※上記以外でも、施設の管理上休館日を定める場合があります

○申請書の提出は忘れずに行ってください。期限日までに提出がない場合は、

事前予約を取り消す場合があります。

○使用する部屋に備え付けていない備品等を使用する場合は、事前予約の際に

お申し出の上、申請書にその旨を記載してください。

○使用の取り消しや変更をする場合、事前予約の場合は事務室へご連絡ください。

申請書を提出済みの場合は「取消・変更申請書」を提出してください。

●施設利用時について

○申請書に記載した時間を超過する利用は出来ません。また時間よりも早く

来館されても、**利用開始の10分前まで**は鍵の受渡は出来ません。

○使用する部屋の鍵は、使用許可書の確認を以ってお渡しします。

コピー・電子記録等は問いませんので、必ず使用許可書の提示をお願いします。

○備品や設備等を破損した場合は、必ず事務室にお申し出ください。

○利用後は施設の備品を原状に復し、室内および机の清掃を行ってください。

また、使用責任者は部屋の鍵と一緒にお渡しする「使用点検票」を確認・記入

してください。その際冷暖房等の附帯設備の使用時間を必ず記入してください。

○消灯、窓の施錠、冷暖房機器の停止を確認の上、入り口の扉を全て施錠した

後、鍵を返却し使用点検表を提出してください。

冷暖房等の使用料は、その際実費にてお支払いいただきます。

●その他

○ごみを含め、利用者が持ち込んだ品は全てお持ち帰りください。

○託児が必要な場合は託児室（図書室）をご利用いただけますが、共有スペース

のため他の団体と一緒に利用していただくことがあります。

○自動車等の車両は所定の場所に駐車してください。園内通路、乙女湖体育館

出入口は駐車禁止です。

○信州パーキング・パーミット制度対象者（身体障がい者等）専用駐車場は、

健常者の方は駐車禁止です。満車の場合は、事務室までお申し出ください。

○その他、不明なことや要望は、文化センター事務室へお申し出ください。